

議案第 2 1 号

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 1 号、大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

資料 2 ページをご覧ください。

改正する条例の名称は、大津市立児童クラブ条例（平成 1 2 年 1 2 月 2 0 日条例第 7 6 号）になります。

改正の趣旨は、伊香立市民センターの建物に伊香立児童クラブを移転することに伴い、その位置の変更を行うため、大津市立児童クラブ条例の一部を改正するものです。

また、改正の内容についてであります、「条例第 3 条 別表 大津市立伊香立児童クラブの項中」、位置を「大津市伊香立下在地 町 1 2 2 2 番地の 1」から「大津市伊香立下在地町 1 6 0 1 番地」に変更するものであります。

条例の施行日は、規則で定める日といたします。なお、業務開始予定日は令和 8 年 4 月下旬になります。

資料 3 ページにつきましては、新旧対照表であり、大津市立児童

クラブ条例の改正部分を抜粋しております。

資料4 ページは位置図であり、現在は、大津市伊香立環境交流館内に児童クラブが入っていますが、移転後は伊香立市民センター内に移ります。

資料5 ページは施設の概要になります。ご覧のとおり、108.34 平方メートルを児童クラブとして使用します。

資料6 ページは、配置図兼1階平面図であり、児童クラブは赤枠の部分になります。

資料7 ページは2階平面図であり、資料8 ページは、立面図になります。児童クラブは赤枠の部分、建物の西側になります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。